

●日田市障がい者基幹相談支援センターを開設しました

障がい者等の相談支援の中心となる日田市障がい者基幹相談支援センターを4月に開設しました。

様々な団体や関係機関(民生委員、医療機関、自治会、ボランティア団体など)と連携して、誰もが地域の中で自分らしく暮らすための地域づくりを行います。

主な役割

総合相談・専門的な相談支援の実施

障がいのある人やその家族、地域の人や福祉事業所の人などで、どこに相談して良いか分からずに悩んでいる人は、ご相談ください。相談支援専門員が関係機関と一緒に解決に向けて考えていきます。

地域の相談支援体制の強化の取組み

地域の福祉事業所や関係機関などと連携し、ネットワークを構築した上で、利用者にとって必要な地域づくりに取り組みます。

地域移行・地域定着の促進の取組み

障がい者支援施設や精神科病院と連携し、障がいのある人の地域生活をサポートします。

地域の体制づくり(地域自立支援協議会の運営)

日田市地域自立支援協議会事務局運営の充実を図り、地域課題の解決に向けて取り組みます。

権利擁護・虐待の防止

安心して暮らせるように、成年後見制度の啓発や利用支援を行います。また、虐待防止に取り組みます。

- ▶問合せ 日田市障がい者基幹相談支援センター
☎②5544 FAX②5546
✉hitakikan@circus.ocn.ne.jp
- ・ところ 日田市元町13-20 元町再開発住宅103号
- ・開所時間 午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)



☎社会福祉課障害福祉係☎②8290(市役所1階)

●危険なブロック塀等の除却に対する補助を行います

通学路沿いの危険なブロック塀等の除却に対する補助の受付を開始します。

▶補助対象 次の全てに該当するブロック塀等

- ①通学路に面しているもの
 - ②高さが1m以上あるもの
 - ③著しいひび割れや傾きがあり、危険な状態にあるもの
- ※ブロック塀の厚さが適正か、控え壁・根入れ(基礎)があるか、鉄筋が入っているか等の事前調査を行いますので、申込み前に下記にお問い合わせください。

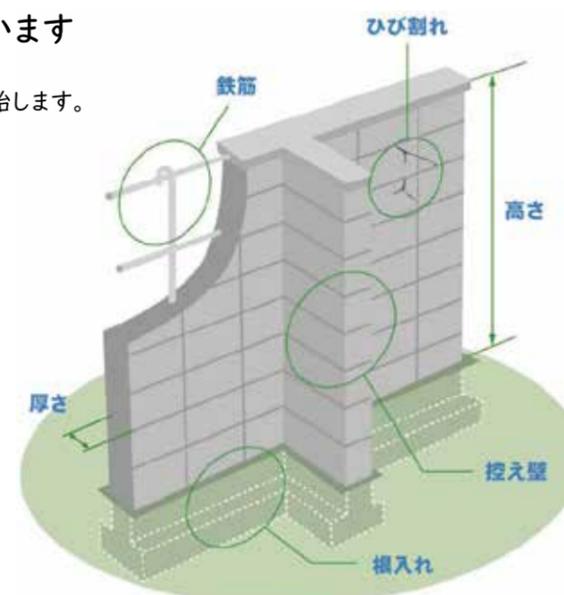
▶補助額

補助対象ブロック塀等の除却に要する経費の2分の1(限度額…10万円)

▶申込期限 12月15日(金)

※予算に限りがあるため、早めの相談、申請をお願いします。

※詳細は市ホームページ(右記二次元コード)を確認又は右記にお問い合わせください。



☎建築住宅課指導審査係☎②8226(市役所5階)

●軽自動車税(種別割)の納税は5月31日まで

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車や原動機付自転車などの所有者に対して課税されます。納税通知書は5月8日(月)に発送する予定ですので、5月31日(水)の納期限までに納めてください。

市役所窓口のほか、金融機関、コンビニエンスストア、スマホアプリでの納付もできます。
※軽自動車(種別割)納税証明書及び領収証書は、車検を受けるときに必要です。車検証と一緒に大切に保管してください。
※スマホアプリで納付した場合、領収証書は発行されません。軽自動車(種別割)納税証明書及び領収証書が必要な人は、コンビニエンスストアや金融機関等の窓口をご利用ください。

税額について

- ・原付や125cc超のバイク、小型特殊自動車
- ・軽自動車(四輪以上及び三輪の軽自動車)
- 令和5年度の税額は、平成28年度以降変更ありません。
- ・新車新規登録された年月(車検証の「初度検査年月」)によって税額が決まります。
- ※小型特殊自動車(農耕作業用)は、公道の通行有無に関わらず、所有者によるナンバーの取得が義務となっていますので、ナンバーの登録をお願いします。

区分		税額			
		平成27年3月までに新車新規登録された車両	平成27年4月以降に新車新規登録された車両 ※1	新車新規登録年月から13年経過後の翌年度から ※2(経年重課)	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用 5,500円	6,900円	8,200円
		乗用	自家用 7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
自家用		4,000円	5,000円	6,000円	

(※1) 令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に新車新規登録をした一定の環境性能を有する軽四輪車等は、令和5年度の軽自動車税(種別割)がグリーン化特例によって軽減税率の対象となる可能性があります。

(※2) 令和5年度に経年重課の対象となる車両は、新車新規登録年月が平成22年3月31日以前の車両です。

軽自動車税(種別割)の減免

次の①～③のいずれかに該当する場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。詳細は、下記又は各振興局にお問い合わせください。

▶申請期限 5月31日(水)

①障がい者減免

障がい者本人が所有し、障がい者のために使用する軽自動車(障がい者が18歳未満の場合等は、家族所有の軽自動車も含む)

※減免の対象となる障がいの程度、軽自動車の使用頻度等には一定の基準があります。

・申請に必要なもの

運転免許証、車検証、身体障害者手帳等、軽自動車税(種別割)納税通知書、マイナンバーが分かるもの等

②身体障がい者用構造減免

身体に障がいのある人が利用するために改造された軽自動車

・申請に必要なもの

車検証、構造が確認できる写真、軽自動車税(種別割)納税通知書

③公益減免

公益法人などが所有する軽自動車で、公益のために直接使用する車

・申請に必要なもの

法人の代表者印、車検証、軽自動車税(種別割)納税通知書、運行計画書等、定款

☎税務課税制窓口係☎②8397(市役所1階)